

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

- 1 . 日 時 平成 2 1 年 9 月 1 6 日 (水 曜 日)
午前 9 時 3 4 分 ~ 午前 1 1 時 4 0 分
- 2 . 場 所 委 員 会 室
- 3 . 出席委員 大 中 宏 委 員 長 柴 崎 秀 一 郎 副 委 員 長
荒 山 光 広 委 員 布 施 文 子 委 員
佐 々 木 隆 義 委 員 村 上 健 二 委 員
原 田 茂 委 員 山 本 昌 二 委 員
三 好 睦 子 委 員 岡 山 隆 委 員
秋 山 哲 朗 議 長 河 村 淳 副 議 長
- 4 . 欠席委員 な し
- 5 . 出席した事務局職員
重 村 暢 之 局 長 岩 崎 敏 行 係 長
佐 伯 瑞 絵 係 長
- 6 . 説明のため出席した者の職氏名 な し

午前9時34分開会

委員長（大中 宏君） どなたもおはようございます。大変お忙しい中でご苦勞で
ございます。只今より議会運営委員会を開催したいと思います。ご存知のように今
まで昨年の9月から議長より諮問受けました3件の件についていろいろ協議を重ね
て参りましたが、前回の協議の最後に申し上げましたが、この件につきましては9
月の議会運営委員会で結論を出したいというふうな形で皆様方に会派に持ち帰って
いろいろご協議して頂くとその上で今日出席を頂くと言うことでお約束してお別れ
をしたと思います。かなり3件とも話が煮詰まって来ておりますのでそろそろここ
らで結論出していけたらというふうに思いますので皆様方のご審議、ご協力の程よ
ろしくお願いいたします。

議長さん何かございましたら。

議長（秋山哲朗君） 特にございません。よろしく申し上げます。

委員長（大中 宏君） それでは早速協議事項に入らせて頂きます。まず議員の費
用弁償というのが最初に上がってますけど最初の議員定数については前回の議会運
営委員会で18名にすることに決定したと言う委員長報告も本会議でしております
ので、この件についてはもう既に解決済みと言う形で取り組ませて頂きます。よっ
てきょうは第1番目の項として議員の費用弁償、いわゆる日額2,600円、今ま
で事務局から話がありましたように20年度予算ではこれについては40万の支出
をしておると言うことでまた委員会出席についてもごく一部の者に限られておると
言うことでこの件についても過去4回の協議の中で皆様方では最初は費用弁償すべ
きではないかといわゆる日当でなくて旅費の実費を支給すべきではないかという意
見が大変多かったんですけど、回を重ねるごとにだんだん次の件にも関係しますけ
ど報酬の二重取りになるのではないかと言うようないろんな形の考え方もありまし
て、次第に頂くべきじゃないとはっきり全廃すべきじゃないかという意見にだんだ
ん傾いてきております。回を重ねるごとにいろいろ変わってきておるんですけどこ
の件について皆様方の会派でいろいろご協議されたことと思いますのでそれぞれ会
派で決まったことを発表して頂きたいと思いますが、どなたでも結構ですからよ
ろしくお願いいたします。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） この問題ですけど議員の費用弁償、これは議運でやるべきこ
とではないではないかと、議運は議会運営を円滑にするため議案とか陳情とか会議

の日程とか決めることであって、ここで討議することではないのではないかと、全協でやるべきことではないかということなんですが、議長の試問を受けたらここでやらなければいけないのでしょうか。（発言する者あり）

委員長（大中 宏君） これは、三好委員これですね議長からの諮問を受けて議会は議会運営といって広く全般的について話をするので、ですから特別委員会を作れば特別委員会で、この分は一応ここで議運できよう結論出て決定したとしますか、そういうことになると今度はこれを会派に持ち帰って報告して頂いて会派代表者会議で諮って、それから今度全員協議会で諮って、そこで決定されたら今度は正式に議長に対してこういうふうに決まりましたよということを報告するわけですよ、それによって今度本会議に上程されて可決されるという格好になりますから一応全員には全員協議会等の形でもそういう順番を踏んで行くような形になりますので、三好委員が言われたことは別に心配されるようなことはありません。

委員（三好睦子君） 会派で意見と言うことですが、私たちは意見がまとまっていないので、私の意見はありますけど会派で協議しておりません。

委員長（大中 宏君） ほかにどなたかありませんか。各会派ごとの今まで発表された意見はだいたい一覧表は書いてあるんですけどだいたい3月の委員会ではほとんどが二重取りになるんでという懸念があるとくどいくらい事務局長も係長も同じ資料を2回も3回も説明しちよってですいいね。十分これについては1の項、2の項についてはも皆さん方の頭の中には十分入っておるし資料もたくさん出ておると思います。きょうは事務局のご親切で一覧表なりをこしらえて頂いたんですけど、こういうふうなものがたくさん出てます。県下の状況を見ても支給してないと13市のうちで今現在はどういうふうになってるかわかりませんが旅費として支給するというのが4市で支給しないのが7市と、美祢と山陽小野田が支給をしているという状況であったというのは皆さん方ご存知のことと思いますけどそういうふうな県下の情勢も次第に支給しないと、あるいは前々回の時に話をしたと思いますけど広島市やほかのところではいわゆる報酬の二重取りという形で持って新聞報道されてかなり騒がれたと言うことでこの件についてもやはりそういうことになれば旅費日当に費用弁償についてはこれは支給しない方法でやっていったほうがいいんじゃないかと言う形でだいたいこの前の委員会ではほぼ話が煮詰まったような気がします。はい、副委員長。

副委員長（柴崎修一郎君） 新政会としては、いろいろ打ち合わせしましたけど費用弁償は旅費、交通費とか支給するという案もありましたけど、なしにしたほうがすっきりしていいのではないかとということで結果としてはまとまっております。

委員長（大中 宏君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 公明党としても今回の総合審議会調査結果から見ても費用弁償に関しては議員歳費の二重取りという市民の皆さんの調査結果もありまして、私も支援者並びに一般市民の方といろいろ話してやっぱしそういう目線で見られておられまして各会派言われていますけれども私はこの費用弁償については廃止してすっきりした形で市民の皆様にお示しすることが大切ではないかと思っております。これ以上審議しても同じことを繰り返す形になりますので、公明党としては今後この費用弁償に対してはもう廃止とすることで一貫しておりますのでよろしくお願ひします。

委員長（大中 宏君） ほかに、はい、原田委員。

委員（原田 茂君） だいぶん前のことでかなり記憶が薄れておるんですが、私どもの会派は当初は旅費程度はどうかと言うようなことを言ったと思いますが、各会派、公明党さん当たりもこれ支給なしがいいんじゃないかと言われるので、支給なしでいいんじゃないかと思ひます。

委員（村上健二君） あなたの会派がそれでええと言うんじゃないらうちも支給なしで結構です。

委員長（大中 宏君） 佐々木委員お願ひします。

委員（佐々木隆義君） 開政会は会長が大中委員長ですので、変わって私のほうから支給しない。簡単に申し上げます。（発言する者あり）

委員長（大中 宏君） 始まったばかりで大変申し訳ないんですが、政和会の山本委員がこられるまで休憩したいと思いますけどいかがでございますか。時間は確定できませんけど山本委員が到着され次第再会するということでご了解頂きたいと思ひます。しばらくの間休憩させていただきます。すいません。誠に申し訳ございません。

午前 9時45分休憩

.....
午前10時35分再開

委員長（大中 宏君） 大変お待たせしました。それでは会議を再開いたします。
早速 1 の議題に入る前に三好委員から発言がありますので、どうぞ。

委員（三好睦子君） 先程私が冒頭に発言いたしましたことにつきまして、私の勘違いでした。

委員長（大中 宏君） はいわかりました。それでは早速本題に入らせて頂きますけど、休憩前に引き続きまして 1 の議員の費用弁償、旅費・日当という形で条例の中には入っておりますけどこの件についてまだ山本委員のほうからの会派の意見を聞いておりませんので山本委員のほうからすみませんこの件について会派のまとまったことについて発表頂けたらと思いますけど。

委員（山本昌二君） 以前にも申しましたように皆さんの各会派といたしますか、この委員会の動向に賛同すると言うことで特別こここうというのは意見は出ておりません。以上です。

委員長（大中 宏君） はい、わかりました。そうする三好委員のそこだけが、意見が分かれて統一されてないと言うことですか。この件についてはどうですか。この件はいいんですよ、議員定数だけで、この 1 の議員の費用弁償については意見が統一されてます。（発言する者あり）はい、わかりました。冒頭申し上げましたが、いわゆるこれは議会運営委員会で決定をすると言うことではありません。これはあくまでも最終的には議長に答申をして、本会議に諮られて初めて決定されるということですからその点については誤解のないようにして頂きたいと思います。1 の議員の費用弁償に関する件については共産党を除いて各会派とも廃止と言うことになりますのでこの件については廃止と言うことの大多数の意見であったと言うことで議長のほうに答申をしたいというふうに思いますので、それについてよろしゅうございます。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長（大中 宏君） はい、そのようにさせていただきます。

次に 2 番目の議員が兼職となる委員の報酬についての件をお諮りいたします。お手元に大きな一覧表が出ております。これに現在各議員が就任をしております明細が書いてあります。この中ではいわゆる法に定められた者が一番上の監査委員と青少年問題の協議会、これが法で定められておる参加しなければならないという形になります。それから番号の 7 番目に美祢市萩市競艇組合議員これは広域組合の関係

でこれは議員が議長が参加するという形に既定をされております。それからずーと下に行きまして法と書いて議員で民生委員の推薦委員会これと美祢市にはありませんけど都市計画審議会委員、これについても法で定められておりますのでこれだけはどうしても議会として委員会にはつかなければならないという決まりになっております。ですからそれ以外のものについては今までの皆さん方の協議の結果は現在就任している各委員会については任期満了まではこのままでいくと、新しく就任する場合には再度協議をするという形になっております。これ全部きちんとして決めていくことになるこの条例各承認してあります条例を全部改正をしていく必要もあります。中には学識経験者という形で表現されてるものもありますし、どうしても議会からは出て頂きたいというふうなものもあります。そういうふうな色分けをしてきちんと最終的にはしなければいけないと思いますけど基本的には今までの皆さん方の話し合いでは法廷に定められたものの以外は就任をしないと言う基本方針のほうの意見が多数であったと思います。この件についても前回は会派で持ち帰って頂いて十分に協議して頂期待ということになっておりますのでそれぞれ会派代表者の皆さん方からこれについての各会派の意見をお聞かせ頂きたいと思いますが、どなたからでも結構です。お願いいたします。ございませんか。これは議員が兼職になるになる委員の報酬については活動が重複する部分もかなりあるということで議員の報酬の二重取りになるんじゃないかと言うことが盛んに言われております。これは各委員会に就任してもこれは議員活動の一部であるんじゃないかと言うのでその点を考えて行けば出来るだけこれも極力就任しない、また就任を要請されてもその委員会の委員長とかいうふうな重要なポストには出来るだけつかないようというふうな、これは全国団体の事務局のほうからそういう指導もでております。それも皆さん方には前回、前々回でもいろんな中でお話し合い申し上げているつもりではございますけど、そういう点を考慮すると今まで皆さん方が過去4回協議頂いた中でこれに対しては先程言いましたようにやはり条例ごとに最終的には整理していく必要があるとしかしながらやはりこれには先程言いましたように法で定められている以外は極力、極力という言葉で申し訳ないんですけど就任をしないという形でだいたい意見がそういうふうなの傾いているんじゃないかというふうに思いますけど再度皆さん方ここで確認をという意味でお聞きしたいと思うんですけど。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） 今回のこういった議員が出席する審議会につきましてはだいたい皆さんおおむね出席して歳費を頂くというのは基本的にはいただかなくてもいいという考えであると思っております。そういうことで問題は今後この法制定の基で議員が出なくてはならない審議会、またそれ以外にも重要な議員がいなければならない審議会いろいろ審議会ありますけどそういったところにしっかりと目配り気配りいろいろ流れをチェックして行かなくてはならない重要な審議会もあります。そういったところで出席することによって歳費頂いておりますけれどもこれについて出て皆さんは行きたいと必要なところは法制定の分はちゃんと出ますけれどもそれ以外のところも重要なところが出てくるだけでも基本的には歳費頂かなくてもいいんですけれどもどうしても頂くようなほかの方が関係で他者の委員の方の関係上、議員も頂かなくてはいけないという形になっておりますからそのところを議員は頂けないようにそういうことが出来るようになれば一番簡潔でいいんじゃないかと思っております。そういった形の頂かなければ寄付行為にもなるし条例で補足として議員につきましては出席した審議会での報酬は頂けないという記載をすればいいのかそれでもまだ寄付行為という形になってしまうし、だからそのところをいろいろ他市でいい例があれば議員がこういった報酬を頂かなくても条例に違反しないような形であれば私はいいいんじゃないかとそういう例があるかどうかそのところを議会事務局のほうで何かあればそういう方向で走っていけば何ら問題ではないんじゃないかと思っておりますのでこの点について、どうでしょう。

委員長（大中 宏君） 事務局長。

事務局長（重村暢之君） はい、その件につきまして、昨年12月にもそういったご質問が出まして、資料を配布いたしておりますが、その中で条例の規定方法としまして議会の議員が次の各号の1、2該当するときは当該兼ねる職として受けるべき報酬は支給をしないと規定をしまして、支給しない職を列挙すれば足りるということでございます。ということでそういったことは可能だと考えております。

委員長（大中 宏君） よろしゅうございます。はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） そうであればそれが他市でも条例にそういったことを記載すれば今後議員として出席する審議会にあって法制定、これは絶対出て行かなくてはならない、それ以外でも非常に議員として出て行かなくてはならないそういった条例の下にあっては今事務局長が言われたような形で条例に記載しておれば報酬を頂

かなくても出席して発言が出来るんじゃないかと非常にそういう方向で私は走って頂ければいいんじゃないかと思ってます。はい、以上です。

委員長（大中 宏君） 山本委員どうぞ。

委員（山本昌二君） もうずっとあれしております、何ら異議はございません。これは全部お渡ししてこちらのあれすると言うことで、結構ベテランの議員さんは大変いいことという発言もございました。

委員長（大中 宏君） 村上委員どうです。（発言する者あり）報酬をもらうかもらわないかはまだ（発言する者あり）はい、事務局長。

事務局長（重村暢之君） これもですね、前回議員の報酬についてと言うことで地方財務事務提要から抜粋したものを持っておりますが、いわゆる議員の兼職の場合の併給調整と条例への規定方法と言うことがありまして、ちょっと読み上げますと議会の議員としての活動と他の非常勤特別職としての活動が重複することとなる場合には報酬が重複されることのないよう何らかの調整措置を条例中にも設けておることが可能であると解されております。（発言する者あり）例えばですね議会の議員が監査委員を兼ねている場合は議員としてではなく監査委員として活動することが期待されていることであり議員としての活動と監査委員としての活動は重複しないと考えるべき、また議員の立場で（発言する者あり）議員の立場で執行機関と付属機関を兼ねている場合は議会の議員として活動することが期待されている者であり議員としての活動と執行機関の付属機関としての活動は重複してると考えと言うことですね。その当たりで報酬とすれば議員報酬が当てられているんじゃないかと思われま。す。（発言する者あり）別の職務であれば別々に出てるという状況だと思いますけど。（発言する者あり）そういったことも含めて調べさせていただきます。

（発言する者あり）

委員長（大中 宏君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） しっかりと他市の状況等を調べて頂きたいと、特に監査委員に関しましては議会以外の日に監査とか臨時でいろいろ出たりして大変な状況ありますのでその辺については重複しないところもかなりありまして他市ではその辺についてどのように対応してるか、そういった例をしっかりと見ながら法制定での歳費についてはちょっとよう検討していかんにかあいいけん問題含めておると思っていますので、これちょっと今後ともよう検討して行きたいと思っております。（発言する者

あり)

委員長(大中 宏君) この各委員会に就任するしないは各それぞれによってこれ27と書いてありますが実際は30ぐらいあるんですけど、これについても一つ一つ審議していかんやいけんと思っております。これについては出来るだけさっき言いましたように執行機関に属する関係についてはどうしても重複する恐れがあるので報酬については好ましくないというふうな報酬のほうです。委員に就任するぶんについては、全部否定するわけではなしに一応法で定められている五つのぶんについてはこれは絶対就任しなくてははいけませんけど、(発言する者あり)五つ以外は全部そういう形になるわけです。いね。(発言する者あり)ちょっと事務局のほうでさっき村上委員から言われました法廷で定められている委員会に出席する場合の報酬を議員だけは別にすることが出来るかどうか、特に監査委員なんか問題になると思いますけどこの点について事務局のほうで調べますのでその間ちょっと休憩したいと思います。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

委員長(大中 宏君) それでは暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時22分再開

委員長(大中 宏君) それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。先程の村上委員の質問に対して事務局のほうから資料も配られておりますのでこれについての説明を求めます。事務局長。

事務局長(重村暢之君) 先程の村上委員さんのご質問の件で只今皆様のお手元に資料を配布しております。これにつきましては以前からいろいろ先程の質問も含めていろいろな質問がありまして地方財務事務提要より抜粋をしてお配りしていただいております。先程の議員さんが重複をされてるというこの問題もなかなかとらえ方によって違ってきますし、個別に一つずつチェックしていかないと難しい問題ではないかと法的に必ず報酬がある監査委員とか議員報酬をもらって監査委員報酬ももらうとかそういった報酬についてそれは落とすことが出来るかどうかとそういった問題につきましてはなかなか今すぐお答えが出来ない状況でございますのでほかにも青少年問題協議会委員これも法的なものですが、これにつきましては法に伴って

議員でなければいけないのか議員としての職務なのかそういったことも含めてなかなかすぐお答えが出来ない状況でございます。先程の資料に伴いましてこれから若干時間もありますので一つずつ議員の皆さんに協議を頂きながらどの委員に入られるかこのあたりをご協議頂きたいと思っております。以上でございます。

委員長（大中 宏君） はい、ありがとうございます。監査委員の報酬についてはいわゆる非常勤職員の規定のところではいわゆる議会から出た監査委員というのは3万5,000円で議見から出た監査委員は7万9,000円というそこで差額が既に生じてるわけですね、ということになると私の考えですけどその差額分についてはいわゆる議員としての一部の活動であるからその分はカットされてるんじゃないかというふうなことも考えられるわけです。若干規定の中にもそういうふうにはっきり差別と言うんですか区分して（発言する者あり）月額です。監査委員さんはそういうふうにはっきり条例で区別されてます。その他の審議委員会については、それぞれの調べてみないとわかりませんが、この件については大変項目も30項目以上になりますし、それぞれどれが必要かどうかということをお考えがあると思います。ある程度はこれは議長の権限によってこういうものは是非とも市長から諮問があればこれについては議員から選出してよかろうと言うような判断もして頂くというふうな方法もあると思います。いろいろあると思いますがこれについては28日に議員研修がありますねその時までには皆様方会派で十分協議をして頂いてご出席頂きたいと思っております。28日までですね。この件についてはこれから問題が多いので以上で置きたいと思っております。それからこれからの流れについては皆さん方のお手元に先程資料が配られました議会運営委員会から議長答申及び議員提出議案の流れと言うことで事務局長のほうから説明させますのでよろしくお願い致します。事務局長。

事務局長（重村暢之君） それではお手元に配布しておりますこのことにつきまして説明をいたします。この議運で決めて頂きました議員定数並びに議員の費用弁償につきまして、この条例につきまして12月議会に提出の予定でございます。つきましては、この9月28日に会派代表者会議、それから議員全員協議会を開催いたしまして議運の今回の議運の方針決定を報告をして了解が頂ければ議運の委員長名で議長に答申をすることとさせていただきます。それを受けまして11月の下旬にいわゆる議員定数、これにつきましての議員提出議案になるかと思いますが、議員

定数についての条例の制定、これと議員費用弁償の現行の条例の一部改正これにつきましての会派代表者会議、議員全員協議会を開催しましてこれまた議運に掛けまして12月定例会に議案として提出をすると言う運びになろうかと思えます。それと一番下に議員が兼職となる委員の報酬について、これにつきまして、先程いろいろご協議頂きましたがこれにつきましてはまだ委員さんの任期が若干ありますので一応お持ち帰りになりまして、会派の中で一つずつご協議をされまして、必要であるか必要でないかと言いますか、その当たりも協議頂きて出来ましたら28日の会派代表者会議、この当たりにご意見を頂ければと思っております。この当たりの条例の改正につきましては、12月議会では間に合わないかと思えますので、また3月なり6月なりそういった状況になろうかと思えますので、いずれにしましても出来るだけ早いうちにその方向性を決められればと考えております。以上でございます。

委員長（大中 宏君） これについて皆さん方から何かご質問なりご意見はありますか。はい、布施委員。

委員（布施文子君） 必要であるか必要でないかという審議をするための資料のようなものは整えて頂けるんですか。

委員長（大中 宏君） 事務局長。

事務局長（重村暢之君） 必要であればなかなか何と言いますか会派の中で出られておられる審議会につきましては内容的にもよく把握できると思えます。しかし入られてない審議会とかはなかなか必要であるかどうかなかなかわかりづらいかと思えますが、資料としてどういったものが会議の資料と言いますか、そういったものであるのかまたご相談があればこちらのほうで準備をさせて頂きたいと思えます。出来るだけ出られてる方が判断と言いますか一番みやすいと思えますけどその委員さんになかなか全てを任せるのもまた難しいですしその当たりいろいろご相談があればこちらのほうも担当課とかそういったところにも協議を持って行きたいと思えますのでよろしく申し上げます。

委員長（大中 宏君） 布施委員よろしゅうございますか。（発言する者あり）一つは条例を参考にする以外あまり資料はないと思えますね。実際に出てどういうふうな業務に当たっておられるかというのはさっき事務局長が言われたその人が一番よく事情がわかると言うので実際に自分が出てあまり必要がないじゃないかと言う

ような委員会もあると思います。これ大変たくさんありますので、これもし決めるとなると一つ一つ詰めていかんやいけんと思いますので、ちょっとこれには時間がかかると思いますので後日ゆっくり会派で協議して頂いてそれを纏めて全員協議会でやるというふうな形にこれからも進めて行きたいと思います。議員定数と旅費・日当の件については、議員定数は18人、旅費・日当については全部廃止するという形で個々の意見が大多数であったということでそれぞれ会派なりに持ち帰ってご報告頂きたいと思います。今の兼職となるについてはそれぞれ大変時間がかかるとは思いますけどこれについても十分ご協議頂いて再程ありましたように28日の全員協議会までには一つ是非会派代表者会議がありますのでそれまでには代表者としての意見が発表できるようにして頂きたいと思います。それではその他の件に入りますけど皆さん方のほうでご要望ございませんか。はい、荒山委員。

委員（荒山光広君） 報告と言いますか、きょう午後からMYTあるいはケーブルビジョンに関する議員の勉強会がありますけどもその内容によっては総務企業委員会を開くことになる場合がありますので、ちょっと報告しておきます。

委員長（大中 宏君） はい、岡山委員。

委員（岡山 隆君） もう1点、今後、新型のインフルエンザが今テレビ報道等で今後広まっていくんじゃないかと言われております。それぞれ美祢市役所に来てですね、いろいろ書類書いたりとか鉛筆とかですね、いろいろそういう形です。アルコールの消毒器等をですね、そういったところに設置して少しでもそういったインフルエンザ対策をしていただくよう今後、対応していただきたいということを要望しておきます。（発言する者あり）

委員長（大中 宏君） その他について皆様方大変申し訳ないんですけど、視察の件ですね、いいですか。（発言する者あり）

委員（柴崎修一郎君） ちょっと待って、審議会これで全部かいね。まだ他にもないかいね。

委員長（大中 宏君） はい、これ網羅してあると思いますが、私が調べたのと2、3抜けているのもあります。それは、別としてですね、もう一遍、きちんと条例全部調べて最終的にきちんとしたものをですね、これにはきちんと書いてないですけど例えば条例第何号というような形を示せばですね、すぐ条例を引っ張り出してそれについての参考資料として使うことができますので、これちょっと条例の番

号書いてありませんからわかりにくいと思いますけど、そういう形にですね事務局にきちんとして出してもらって、それから審議する、協議をしていただくという形にしたいと思います。はい、事務局長。

議会事務局長（重村暢之君） もう1点ですね、皆さんの机上に県下12市町調査集計表、地方自治法第100条第12項関係というものをお配りしておりますが、ご覧いただきますでしょうか。これにつきましては、昨年6月18日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されまして、議会は会議規則の定めるところにより議案の審査、または議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場を設けることができるものとする。という議会活動の範囲の明確化が示されました。これに伴いまして、今お手元にですね県下12市町の調査集計表をお配りしております。この中で例えば宇部市さん20年の9月25日に議決済みでございます。美祢市としてなかなか規定ができなかったというのがですね費用弁償の支給、この欄でございます。先程来、費用弁償につきまして、ご協議をいただきまして、費用弁償につきまして支給なしのご意見が大部分であったということに伴いまして、今後その例えば全員協議会なり、会派代表者会議これをですね正式な会議の場として会議規則の一部改正という形になろうかと思っております。この詳しいことにつきましては、9月の25日に全員協議会がございますのでその場でですねきちんとして説明したいと思っておりますが、あらかじめ議運の皆さんにご報告いたしておきます。以上でございます。

委員長（大中 宏君） おわかりいただきました。費用弁償の支給はないということではいろんな保障問題とかなんとかいろんな問題がでてきますので、それをきちんと規定を設けて整備したいと。しなければいけないということです。これはもう費用弁償しないということでここで大多数の意見でそういうになりましたので、こういうふうにしなければ、先程言いましたような問題がでてきますので、そういうふうなきちんといわゆる規定を整備するということです。そのほかございませんか。ないようでしたらこれで今回の委員会は終わりたいと思っております。ありがとうございました。

午前11時40分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年9月16日

議会運営委員長

大甲 宏